

令和7年8月31日執行予定

占冠村長選挙

占冠村選挙管理委員会



令和7年9月5日任期満了に伴う占冠村長選挙が行われる予定です。

今回の選挙は、村民の総意を村政に反映させるために、占冠村のリーダーを選ぶ重要な選挙です。占冠村の健全な発展のために、忘れずに大切な一票を投票しましょう。棄権することなく、みなさんの大切な一票を投じましょう。※立候補者が1名だった場合は、投票は行われません。

投票日

令和7年8月31日（日）

投票区	投票所	住所	投票時間
第1投票区（中央）	占冠村コミュニティプラザ 多目的ホール	占冠村字中央	午前7時～午後8時
第2投票区（占冠）	占冠地域交流館 住民室1	占冠村字占冠	午前7時～午後6時
第3投票区（トマム）	トマムコミュニティセンター 多目的ホール	占冠村字上トマム	午前7時～午後6時

期日前投票

投票当日に仕事や旅行などの都合で投票所に行けないと見込まれる方は、期日前投票ができます。「期日前投票宣誓書」に必要事項を記入してからの投票となります。

期 間
8月27日（水）～8月30日（土）

場 所	時 間
占冠村総合センター 会議室	午前8時30分～午後8時00分
トマムコミュニティセンター 事務室	午前8時30分～午後5時30分

※ 期日前投票の際には、投票所入場券をお持ちください。

不在者投票

選挙期間中に仕事や旅行などで占冠村外に滞在している方、指定病院などに入院している方、身体に一定の障がいがある方などは、不在者投票を利用することができます。

◎ 他市区町村で投票する方法

仕事や旅行などで占冠村外に滞在している方は、滞在先の市区町村の不在者投票所で投票できます。選挙管理委員会に投票用紙を請求することになりますので日数を要します。早めに手続きしてください。

◎ 指定施設で投票する方法

不在者投票所として指定された病院、施設などに入院している方は、その病院、施設で不在者投票をすることができます。手続きは、病院や施設で行いますので、詳しくは病院施設にお問い合わせください。

◎ 郵便による不在者投票

次の方は、自宅などから郵送で投票できる郵便等による不在者投票を利用できます。投票日の4日前までに本人または代理の方が選挙管理委員会に来られるか、郵送で請求をお願いします。(郵便投票証明書の交付を受けることが必要です。)

- ① 両下肢、体幹に障がいのある方
身体障害者手帳・・・1級または2級
戦傷病者手帳・・・特別項症から第2項症
- ② 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸に障がいのある方
身体障害者手帳・・・1級または3級
戦傷病者手帳・・・特別項症から第3項症
- ③ 介護保険の被保険者証に要介護状態区分が要介護5である方



選挙期日に18歳を迎える方は、期日前投票はできませんが、不在者投票を行うことができます。詳しくは選挙管理委員会にお問い合わせください。

占冠村選挙管理委員会 電話番号 0167-56-2121 (直通)

※無投票となった場合は、新聞折り込みや村ホームページ等で周知いたします。